

辭而不爲太子

〔日本紀略淳和〕弘仁十四年四月壬寅先立侍從從四位下恒世王爲皇太子、太子上表固辭、仍立正良親王爲皇太子、

〔神皇正統記嵯峨〕一旦國をゆづり給ひしのみならず、行末迄もさづけましまさんの御心ざしにや、新帝淳和の御子恒世親王を太子に立給ひしを、親王又かたく解退して世をそむき給ひけるこそありがたけれ、上皇嵯峨ふかく謙讓しましけるに、親王又かくのがれ給ひける、末代までの美談にや、むかし仁徳兄弟相讓給ひし後には聞ざりし事なり、

〔水鏡下〕弘仁十四年、みかど位を御おとゝの東宮淳和にゆづりたてまつりて、やがてその御子の治部卿親王恒世を東宮にたて申給ひしを、親王あながちのがれ申給ひて、こもりぬて御つかひをだにかよはし給はざりしかば、仁明天皇の御子にておはしましゝを、東宮にたて申たまひき、位をこそ東宮にておはしませばかぎりありてゆづりたてまつり給はめ、わが御子のおはしまさぬにてもなきに、おとゝの御子を、東宮にさへたてたてまつらむとし給ひし御心は、ありがたかりしことなり、

太子辭儲位

〔百練抄後一條〕寛仁元年八月九日、皇太子敦明親王依病辭遁、廿九日、停前春宮坊爲小一條院、

〔日本紀略後十三〕寛仁元年八月九日甲戌、皇太子敦明親王請退儲皇、即日立帝同胞弟敦良親王爲皇太弟、中以前春宮坊爲小一條院、年給官爵如元、

〔御堂關白記〕寛仁元年八月六日辛未、以能信從、東宮明教有今日可來消息、仍詣彼宮、攝政、藤原賴通大將、藤原教通左衛門督、藤原賴宗二位中將、藤原能信相從、以雅康令啓、參入由即參御前、被命云、爲申停春宮事、聞消息、立寄事慶申者、余申須申承由、能思定可被仰者也、皇后宮、藤原敏子左大臣、藤原顯光被何申者、命給様定不快、左大臣任心者、日來間思定所聞也、早停此春宮號、可然相定可宣者、申云、攝政候、召彼同定申者、召攝政相定申、年官年爵如本、御封又如本、此外各有思食事者、只隨仰、御氣色有可給受領